

会報

4
2006 April



宮崎の橋101選 (龍天橋 高千穂町)



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇平成18年4月行事予定	1
◇平成18年5月上旬行事予定	2
◇県協会 会員の動き	2
◇県 協 会	
1. 経常建設共同企業体の指名競争入札参加資格審査申請受付について ...	3
2. 経営事項審査申請者の皆様へ	4
3. 平成18年 春の全国交通安全運動実施要綱	5
◇雇用改善コーナー	
1. 建設業に働く若者からのメッセージ	7
◇技 士 会	
1. 平成18年度土木施工管理技術検定試験	
1級・2級学科試験受験準備講習会のご案内	10
2. 平成18年度1・2級土木施工管理技術検定試験の願書受付について ...	11
3. 平成18年度『監理技術者の講習会』の日程について	11
4. 平成18年度建設業従事者の研修会について	12
◇建 退 共	
1. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）について	13
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（2月分）について	13
◇建 災 防	
1. 労働安全衛生法の改正について	14
2. 車両系建設機械等の技能講習を受講される方へのお知らせ！	16
3. (株)坂下組がコスモス評価証取得	16
4. 各種講習会等開催のお知らせ（4月～7月）	17
5. 各種技能講習会受講料の訂正について	19
◇火薬協会	
1. 火薬関係の資格試験日程について	20
2. 受験対象者の講習会の開催	20
3. 煙火消費許可申請先の変更について	21
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（2月分）について	22
2. 宮崎県の電子入札用ICカードは県協会推薦の	
日本電子認証株式会社（NDN）でどうぞ!!	23
3. ITを身近なものに 前払金保証申込をインターネットで	24
◇税務署だより	
1. 確定申告が間違っていたときなどは	26
◇財建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 年間完成工事高契約加入のお勧め	27

平成18年 4 月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	土			
2	⑥			
3	月	1・2級土木施工管理技士試験願 書受付（4/17まで）		
4	火	陸運連絡協議会	石綿特別教育（西都）	
5	水		石綿特別教育（宮崎）	
6	木		職長・安全衛生責任者教育 （7日まで宮崎）	
7	金	九州建設業協会第1回会長会議、 専務理事会議（福岡） 平成18年度産業開発青年隊入隊式 （清武）		
8	土			
9	⑥			
10	月			
11	火	平成18年度県立産業技術専門校入 校式（西都）		
12	水		足場組立て等作業主任者技能講習 （13日まで宮崎）	
13	木		企業年金連合会経理実務研修 （14日まで東京）	
14	金		小型車両系運転特別教育 （15日まで清武）	
15	土			
16	⑥			
17	月	宮崎県建設業協会監査 1級土木施工管理技術検定試験受 験準備講習会（21日まで）		
18	火	宮崎県ダンブカー協会監査	建災防監査 建退共監査 基金納入告知書発送日	火災協会監査
19	水	宮崎県建産連監査	建災防全国支部事務局長会議 （東京） 地山及び土止め作業主任者講習 （20日まで宮崎）	
20	木		車両系運転技能講習 （22日まで清武） 建退共事務担当者会議（東京）	
21	金			全国建設業協同組合連合会役員会 （東京）
22	土			
23	⑥			
24	月	平成18年度第1回総務委員会 技士会監査		
25	火	九州横断自動車道延岡線建設促進 大会（熊本）		組合監査
26	水			
27	木		九州地区総合厚生年金基金協議会 定期総会（宮崎）	
28	金			全火協理事会 保証会社取締役会、監査役会（大阪）
29	土	みどりの日	みどりの日	みどりの日
30	⑥			

平成18年5月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	月	常務理事会 技士会理事会	建災防理事会	組合審議委員会 火薬理事会
2	火			
3	水	憲法記念日	憲法記念日	憲法記念日
4	木	国民の休日	国民の休日	国民の休日
5	金	こどもの日	こどもの日	こどもの日
6	土			
7	日			
8	月			
9	火			
10	水	宮崎県建設業協会第1回理事会 県ダンプカー協会理事会	建災防代議員会	組合理事会 火薬保安協会代議員会

県協会 会員の動き

(3月1日～31日)

【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮崎	西光建設(株)	代表者	野口和夫	高橋英弘
小林	(株)第二建設	代表者	加世田光弘	児玉洋征
延岡	(株)盛武組	代表者	盛武四郎	盛武一則
建築	(株)竹井建設	代表者	竹井博美	竹井俊彦

【退会】

地区(市)名	会社名	代表者名
宮崎	宮崎戸敷開発(株)	戸敷博行
日南	若築建設(株)油津工事事務所	牛房昌久
小林	(有)秋田建設	秋田豊
〃	霧島建設(株)	福永和子
〃	(株)美義建設	米澤靖美
建築	(株)河野弘建設	河野弘

県 協 会

1. 経常建設共同企業体の指名競争入札参加資格審査 申請受付について

宮崎県では、平成18年度に発注する建設工事について、経常建設共同企業体（経常JV）の指名競争入札参加資格審査申請受付を行います。

資格認定を希望される方は、下記により申請書を提出してください。

記

1 申請受付期間

平成18年4月14日（金）から平成18年5月1日（月）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

2 受付場所及び受付時間

受付場所 土木部管理課（持参に限り受け付けます。）

受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

3 提出書類及び提出部数

- (1) 指名競争入札参加資格審査申請書（経常建設共同企業体用） 2部
（1部は受付後に返却します。）
- (2) 希望する施工方式に対応した経常建設共同企業体協定書（副本） 1部

4 提出書類の配布場所

県庁ホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.miyazaki.lg.jp/index/org/loboku/index_kanri.html

土木部管理課、西臼杵支庁、各土木事務所でも配布します。

5 要件等

- (1) 対象となる建設工事の種類
土木一式工事、建築一式工事
- (2) 経常JVの施工方式
甲型（協同施工方式）、乙型（分担施工方式）又は甲乙両方
※ 施工方式は協定書により決定しますので、希望する施工方式に対応した協定書を作成してください。
- (3) 構成員の組合せ、構成員数
等級格付が同一等級又は直近等級にある建設業者2又は3の組合せに限ります。
- (4) 構成員の要件
 - ア 宮崎県から平成18・19年度の競争入札参加資格の認定を受け、かつ対象業種に係る等級格付がB級以上であること。
 - イ 対象業種に係る建設業許可を取得してから5年以上経過していること。
 - ウ 対象業種について、元請としての一定の実績又は下請としての相当の施工実績があること。

エ 県内に建設業法上の営業所のうち本店を有すること。

6 資格審査及び認定基準日

(1) 資格審査

経常 J V の指名競争入札参加資格審査は、「宮崎県経常建設共同企業体取扱要領」及び「建設工事入札参加資格審査に関する要領」に基づき、各構成員の指名競争入札参加資格審査申請書を用いて行います。

(2) 認定基準日

平成18年6月1日（木）

7 その他

- (1) 現在、指名競争入札参加資格の認定を受けている経常建設共同企業体が平成18年6月1日以降も引き続き指名競争入札への参加を希望する場合も、改めて申請を行う必要があります。
- (2) 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書（出資割合に関する協定書）は、工事契約の際に発注機関に提出していただくため、今回の申請には必要ありません。
- (3) 経常 J V 限定型指名競争入札については、平成18年度も試行を継続します。

8 問合せ先

土木部管理課建設業担当 電話番号 0985-26-7176

2. 経営事項審査申請者の皆様へ

平成18年3月

宮崎県土木部管理課

○ 平成18年度の経営事項審査面接会場をお知らせします。

平成18年度4月以降の経営事項審査面接は、P 5 の会場で実施します。

面接実施は、土木事務所又は西臼杵支庁総務課に**経営事項審査申請書**を提出した翌々月となります。例えば、3月に申請書を提出された場合には、面接実施月は5月となります。

※ 宮崎土木事務所及び高岡土木事務所管内の申請者の皆様は、従前とは取扱いが変更となりますので、十分に気をつけて下さい。従前は、申請した月の翌月となっていました。

なお、指定会場以外での面接会場を希望される場合には、面接実施月に予定されている会場の範囲内で調整を行いますので、受付時に希望する面接会場をお伝え下さい。

翌々月以降の面接日を希望される場合にも、受付時に希望する面接月をお伝え下さい。

※ 例えば、4月に高鍋土木事務所に申請書を提出した場合には、6月に宮崎会場で面接が実施されますが、宮崎会場では都合が悪い場合には、日向会場での面接を希望する旨、受付時に高鍋土木事務所の担当者に申し出て下さい。

※ 宮崎会場が変更となります。

県庁3号館6階北会議室を面接会場としておりましたが、3号館6階会議室の廃止に伴い、**企業局2階K21号室（県庁6号館南側・外来者第1駐車場東側）**に面接会場を変更しますので御注意下さい。

不足書類等がないように、別紙「経営事項審査当日に提出・持参する書類チェック表」で、持参書類等を十分に確認の上、面接に臨んで下さい。

不足書類が多い場合には、面接を中止し、翌月以降に再面接を行います。

なお、チェック表は面接時に提出して下さい。

県庁ホームページの土木部管理課のページに、様式（ダウンロード可）、記載例や、面接スケジュール等を含む各種お知らせが載っています。

http://www.pref.miyazaki.lg.jp/index/org/doboku/index_kanri.html

問い合わせ先 宮崎県土木部管理課 建設業担当

電話 0985 (26) 7176

面接実施月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月		
宮崎土木事務所	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎		
日南土木事務所		日南					宮崎		宮崎				日南	
串間土木事務所														
都城土木事務所		都城			都城	都城	都城	都城	都城	都城	都城			
小林土木事務所		小林												
高岡土木事務所		宮崎			宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎		
西都土木事務所		西都					西都		宮崎				西都	
高鍋土木事務所		高鍋												
日向土木事務所	延岡	日向	日向	日向	延岡	日向	日向	日向	日向	日向	日向	延岡		
延岡土木事務所		延岡				日向	延岡	延岡	延岡	延岡	延岡		延岡	延岡
西 臼 杵 支 庁														

3. 平成18年 春の全国交通安全運動実施要綱

宮崎県・宮崎県交通安全対策推進本部

第1 期 間

平成18年4月6日（木）～4月15日（土）

第2 運動の重点

春の交通安全運動では、新入学児童等に対する交通ルールを理解と交通マナーの植付けが重要課題になるとともに、急激に進展する高齢社会に的確に対処するため「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本とするほか、次の重点を定める。

1. 自転車の安全利用の推進
2. シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
3. 運動マナーアップの推進

第3 主な推進事項

運動の基本「子どもと高齢者の交通事故防止」

子どもと高齢者自身の交通安全意識の高揚を促進するとともに、一般の運転者その他の交通参加者の子どもと高齢者に対する保護意識の醸成を図り、子どもと高齢者の交通事故を防止するため、次の項目を推進します。

- (1) 通園（通学）時間帯における街頭での園児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を徹底します。
- (2) 高齢者の運動・運転能力等の理解に基づく安全行動と保護活動を徹底します。
- (3) 夜間外出時における反射材用品等の活用を促進します。
- (4) 交通ルールを理解向上のため、交通安全教育等を推進します。
- (5) あんしん歩行エリア、スクールゾーン、シルバーゾーン等を中心とする子どもと高齢者の安全な通行を確保するための交通安全総点検を促進します。

- ① 自転車の安全利用の推進
- ② シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③ 運転マナーアップの推進

お知らせ

交通事故相談所について

県では、交通事故相談所を設置して、専門の交通事故相談員や弁護士による交通事故相談を実施しています。

【交通事故相談所】

宮崎県交通事故相談所 県庁4号館1階 ☎ 0985 (26) 7039

開所日時 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

9：00～12：00 13：00～16：00 受付15：30まで

【弁護士相談】

◎無料弁護士相談を実施しています。

予約制となっていますので宮崎県交通事故相談所にお問い合わせください。

【電話相談】

相談員による電話相談を受け付けています。

宮崎県交通事故相談所 ☎ 0985 (26) 7039

（受付時間は開所日時と同じです。）

相談の内容により出張相談も致します。

平成18年春の全国交通安全運動及びこの実施要綱に関するお問い合わせは…

宮崎県交通安全対策推進本部（宮崎県地域生活部生活・文化課内） ☎ 0985－26－7054

雇用改善コーナー

建設業に働く若者からのメッセージ

● 宮崎県建設業協会会長賞

「建設業の仕事に就いて」

南郷村 黒木 武志 (26歳)
(株)南郷開発 現場代理人

私は、土木工事に携わって六年目となりますが、未だにいろんな失敗をしたり、仕事の段取り、準備、施工方法などに苦悩したりしています。とは言っても、この土木業という仕事は私にとっては、これほどおもしろく、やりがいのある仕事はないと思っています。

それは何故かと言うと、これほど思うようにいかなかったり、簡単にはできない、例えば、同じような規模の同じような工事にしても、その工事箇所の地質や水の量にしても、施工方法や仕事の段取りは異なったり、あるいは天候によっても工程が左右されたりと、毎日が全く同じということではなく、毎日考えることも多いですが、日々違う毎日に飽きがこなく、また、工事が完成したときは、なんとも言えないような達成感、今までしてきたことの充実感が得られます。

私は、この土木の仕事をする前は、建築現場の監督をしていました。現場監督といっても、高校の建築科を卒業して、そのまま都会の建築会社に就職して、一年六ヶ月間、ほとんど見習みみたいな感じでしたが、がむしゃらになってやっていました。それでも建築の仕事は、今の土木の仕事同様おもしろく、やりがいのある仕事でした。

ところが、ホテルを建築中、まだあの時は

基礎工事の途中でしたが、いきなり本社の方に帰って来るようにと、現場事務所に連絡があり、私が本社に帰った時は、もう会社の倒産を知らされた後でした。その後の私は、まだ二十歳前後で、最初は何が起こったのか分かりませんでした。九十年間続いていて、あの頃百人くらいいた従業員はいきなり路頭に迷うことになりました。私はまだ二十歳くらいだったからまだよかったです。次の日、現場事務所に片付に行った時に、現場所長が机の上で、お酒を飲んで酔っ払って寝ているのを見て、本当に気の毒に思いました。

そういうことがあって、私はあの頃、普通自動車免許を持っていなかったこともあり、一度運転免許を得る為に田舎に帰ってきました。そこで今の会社で最初はお金を貯めるだけのアルバイトとして仕事をしていましたが、仕事をしている内にだんだんとのめり込んでいき、また地元ということや、会社や作業現場の雰囲気も良く、仕事もおもしろくなりました。

アルバイトから始めて五年間が経ちました。今現場管理の仕事任せられるようになって土木の仕事を知っていけば、知っていく程、この仕事の難しさ、奥の深さか分かります。でも壁につき当たると、会社の先輩達に色々

夢 築 く わ た し 建 設 の 職 場 雇 用 改 善

教えてもらったり、また現場内でも、みんなで話をして仕事の段取を決めたりします。

特に現場を進める段取りについては、自分一人で考えて、悩んでするよりは、より多くの意見を聞き、それを自分の考えとも照らし合わせて、決定した方が良いと思いました。そして、土木の仕事は、土方と言うだけあって、土を扱う仕事、また水替えなどといった仕事が多様な工事にもよく出てきます。こういった仕事は経験者に聞くことが一番良く、六十歳代後半のおじさん達に聞くと、いとも簡単にすぐ答えが返って来たりします。

そういった意味では経験者の話を聞くのはとても重要なことだと思います。他にも、十字や三時の休憩時に何気なく昔の話をしたりして、昔、急傾斜地に擁壁の型枠を組み、翌朝現場に来て見たら、庭土がきて型枠を埋めてしまったとか、笑い話のように言ったりしますが、実際現実にそういったことが起きたら笑い話ですむことではないのです。そして、もし作業中に崩上が起きたらなどと考えるとぞっとします。

いろんなことで経験者の意見を聞くということは自分の為にもなり、そして、いろんな経験をしているということは、その対処法などよく知っていて私にとってとても参考になっています。

今私のいる会社ではISO9002を取得して、「良い物を、安全に、正確に、早く、安く」造るという経営方針を掲げています。要するに、良い材料を使って正確に効率よく造っていかうという訳です。あたり前のことと言えばあたり前ですが、きちっと材料を検査し、適切に造るということは、会社の信用に関わることで、会社の利益にもつながります。この品質管理を追求することは、「技術者」として当然のことであると思っています。

今の不景気な時代、建設業は倒産する会社も多いですが、それと同じくらいの数の会社も出来ていると聞きます。それは、建設業に対して魅力を感じ、希望を持てる人が多いからだと思います。私も建設業に対して希望を持っています。これからも日々努力してがんばっていききたいです。

● 宮崎県建設業協会会長賞

「建設業に従事して感じたこと」

宮崎市 木 許 泰 伸 (23歳)
㈱木許建設 現場管理人

僕が、この仕事に就くようになったのは、実家が自営業で建設業をしている、そんな簡単な理由で中学の頃に建設関係のある工業高校に進学しました。

高校を卒業の春、何も分からない状況で建設現場に連れて行かれて、何をすればいいの

か分からない状況で大工さん達の中にいました。ただポツンと立っているだけで何をしたいのか分からず、「何をすればいいですか？」と尋ねると、聞いたこともないような名前の材料を取ってこいと言われ、体力と頭をフル回転させる日々でしたが、材料の名前を覚え

夢 築 く わ た し 建 設 の 職 場 雇 用 改 善

たりクギとカナヅチで汗を流す日が続いても、それを辛いと思ったことはありませんでした。それは、大工さん達が冗談を言い合い、また、いろんな世間話をしながら、毎日笑って仕事をしていたので、まるで漫才師のように見えていたからです。

それに大工さんに対しては、昔の親方というイメージが強かった僕には、ほんとうに予想外の雰囲気でした。

仕事は、毎日形を変えて目に見えて出来上がっていくので、毎日が楽しみになっていきました。時には一年以上の歳月をかけて一つの建築物を造ることもあるのです。このような建築物が完成した時の達成感は計り知れないものがあります。

そんな気持ちの中での二年間は多忙でめまぐるしく日々が過ぎていきました。

三年目に入り、今度は現場管理業務を担うことになりました。しかし、現場体験の少ない、まだ二十歳過ぎの若造が、一回り以上、年の離れた方に指示をしながら仕事をやっていけるのか、ものすごく不安がありました。

このことから管理者だからといって、上からものを言うような大きな態度は決してとらないと自分自身に強く言い聞かせました。

ところが、実際一緒に仕事をして見ますと、不安に思っていたことは裏腹に皆さん良い方ばかりで、僕を子供扱いする事もなく、ものすごく親切に対応してもらい仕事もやりやすい状況になっていきました。

五年目になった今では、職人さん達とも対等に話せるようになり、昼食時間等では、僕も冗談を言ったりしていますので、十八歳の頃に見た大工さん達に似てきたかなと、最近よく思います。

建築物を完成させていく中で、最低限守らなければいけない構造方法などがありますが、基本的には、住人やそれを使い人々の為を思っ

て、よりよい方法を、一生懸命考えながら造っていくのが一番良い方法だと僕は考えています。手すり等の取り付け方についても、高さ等の基準は床から何センチ上となっていますが、しかしそれを使う人が、一番いい高さというものがありますので、それを考えながら建築していくことが重要であると思います。

最近の建設業は、新しい建築方法や建築資材が次々に出てきて、仕事事態も簡略化されてきています。昔ながらの大工職人は、今後は少なくなっていくのかもしれませんが、少し残念に思いますが、これからは新しい時代の波に乗っていかなければいけません。昔からの優れた「建築技術」と新しい若者の発想を融合させて、さらによりよい「建築技術」を構造していくことは、これからの建設業の発展に繋がっていくものと思います。

日本は、気候・風土に適した、しかも人と環境にやさしい木造建築物が多いです。僕は、この伝統ある建設業の仕事に誇りをもち、今後も続けていきたいと思っています。

人が住む家やマンション、隣町までつなぐ道路や橋造りに建設業はなくてはならない職業です。また衣食住は人が生きていく上で最も大切なもので、その重要な中の一つが建設業です。

僕達が造り上げた建物の中で、人々がよい思い出を創るということを考えますと、創意工夫を凝らした最高のものを造ってあげたいと思います。

最近、問題になっている手抜き工事もそういう気持ちがあれば絶対に出来ない事だと僕は思っています。

今後においても、さらに人事が思い出を創る建築物を造りながら、自分の思い出も創られるよりよい建築物造りに精一杯頑張っ

技 士 会

1. 平成18年度土木施工管理技術検定試験

1 級 ・ 2 級 学 科 試 験 受 験 準 備 講 習 会 ご 案 内

1 級 ・ 2 級土木施工管理技士検定試験が今年も福岡市（2 級鹿児島市）で開催されます。私ども土木事業を施工する者に必要な資格試験ですので、資格取得をおすすめいたします。

その準備といたしまして、下記のとおり講習会を計画いたしましたので参加されますようご案内いたします。

「1 級検定」の講習日程

講習日 平成18年 4 月 17 日（月）～21 日（金）（5 日間）

時 間 9：00～17：00

場 所 宮崎市別府町 宮崎地区建設業協会「宮崎建友会館」

TEL 0985－24－7811

「2 級検定」の講習日程

講習日 平成18年 7 月 31 日（月）～8 月 4 日（金）（5 日間）

時 間 9：00～17：00

場 所 宮崎市橘通東 2－9－19 宮崎県建設業協会「宮崎県建設会館」

TEL 0985－31－4696

準備講習会を希望される方は「各地区建設業協会」へ申し込んでください。

問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 TEL 0985－31－4696

試練はそれを乗り越える人にしか与えられない

2. 平成18年度 1・2級土木施工管理技術検定試験の願書受付について

この技術検定試験は土木工事に従事する施工管理技術者の技術の向上技術水準の確保を図る目的として建設業法第27条の定めにより設けられた技術検定制度であります。

この資格を取得されますと、土木工事現場における工程管理、品質管理、完全管理など工事の施工に必要な技術上の官吏を適切に行うことができます。この資格がないと、建設土木工事を行うことは出来ません。

受付期間 平成18年 4 月 3 日～平成18年 4 月 1 7 日

詳しいことは宮崎市橘通東 2 丁目 9 番19号

宮崎県土木施工管理技士会へ（TEL 0985－31－4696）

1・2級の受験願書の申し込みはできましたでしょうか？

受付期間が短いので早めに準備をしてください。

3. 平成18年度『監理技術者の講習会』の日程について

建設業法の一部改正により、平成16年 3 月 1 日より講習を受講しなくても「監理技術者資格者証」が更新のみで交付されるようになりました。

（但し、公共事業を施工される方は今までどおり受講しなければなりません）

平成18年度も昨年に引き続き宮崎県土木施工管理技士会主催で下記のとおり 4 回開催いたしますので、自分の都合のいい日に受講してください。

日	程	会	場
①	平成18年 5月17日（水）	宮崎市学園木花台	「宮崎県職業能力開発協会」
②	平成18年 8月23日（水）		〃
③	平成18年 11月29日（水）		〃
④	平成19年 2月10日（土）		〃

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

＊ お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会（TEL 0985－31－4696）

【注】建設業経営事項審査に於いて「監理技術者資格者証」の訂正が多かったので早めに変更等をしておいてください。

試練はそれを乗り越える人にしか与えられない

4. 平成18年度建設業従事者の研修会について

平成18年の新しい年度を迎えました。私どもを取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、今年度は上向きに上昇してもらいたいものです。われわれ技術者は自己啓発に努め、いつでも現場へ出られる態勢を整えておきましょう。

毎年建設業関連に従事している方々の研修を（財）宮崎県推進機構により行っております。そして沢山の方々が受講されており、その成果をあげているところであります。

今年度も、下記のとおり日程・研修内容等の計画がなされております。自分の受講したい科目を選んで参加して下さい。

平成18年度 研修計画（案）

日 程		研 修 内 容	受 講 対 象 者
月	日		
4	26～27	新任建設技術者	建設・法面・造園・地質・測量業等の新入社員
5	11～12	土木施工管理研修	建設・法面・造園等の現場代理人クラス
5	15～17	測量研修	建設・法面・造園・地質の民間技術者
5	25～26	法面設計実務研修	法面業・地質調査・測量設計業の民間技術者
6	8～9	地質研修	建設・法面・地質調査・測量設計業の民間技術者
6	21～23	構造物設計研修	地質・測量設計業の民間技術者
8	3～4	舗装研修	舗装業の民間技術者
10	6	経営管理者研修	建設業の経営者
11	16	景観研修	建設・法面・地質・造園・測量設計業の民間技術者
計		9 講座 9 回	

（注－1）人数制限がありますのでご注意ください。

（参 考）入札参加資格審査における技術等評価数値での「研修会等の受講」に参加した場合は1講座当たり「3点」が加算されます。

試練はそれを乗り越える人にしか与えられない

建 退 共

1. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (1月分)
先月までの 累 計	社 3,609	名 47,833	冊 9,751	件 1,410	千円 1,082,060	千円 616,407
2 月 分	12	301	907	115	81,608	67,520
17 年 度 計	3,621	48,134	10,658	1,525	1,163,668	683,927
脱 退	4	128				
累 計	3,617	48,006	331,930	33,479	17,737,292	108,642,190

注：掛金収納額は18.1月分を表す

厚生年金基金

1. 事 業 概 況（2月分）

1. 適 用

(平成18年2月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
419社	5,077人	847人	5,924人

2. 給 付

裁定状況

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	1	415,800	35	14,064,300
第2種退職年金	16	3,116,600	165	31,573,200
選択一時金	5	2,842,300	61	32,005,200
脱退一時金	20	4,527,100	357	85,278,600
遺族一時金	0	0	6	1,811,900

3. 年金経理（保有資産）

信 託 資 産	16,807,850,923 円
合 計	16,807,850,923 円

注：時価である

建 災 防

1. 労働安全衛生法の改正について

職場における労働者の安全と健康の確保をより一層推進するため、労働安全衛生法が改正され、平成18年4月1日（安全管理者の資格要件の見直しについては平成18年10月1日）から施行されます。

ここでは、建設業界に関係の深い事項を抜粋して、厚生労働省が作成したリーフレットからポイント的に紹介します。

○ 危険性又は有害性等の調査及び必要な措置の実施

- 対象 安全管理者を選任しなければならない業種の事業場（規模にかかわらず対象となります）。
なお、化学物質等で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのある物に係る調査は全ての事業場が対象です（改正前の法第58条と同一です）。
- 職場における労働災害発生の芽（リスク）を事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づき、必要な措置を実施するよう努めなければなりません（努力義務）。
- リスクアセスメントの実施時期は、次の①～④です。
 - ①建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
 - ②設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。
 - ③作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
 - ④その他危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。
- 厚生労働省では、危険性・有害性等の調査及び必要な措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を公表することとしています。
- 職長等の教育事項に、危険性・有害性等の調査等に関する事項が追加されました。（安衛則第40条）

（注）安全管理者を選任しなければならない業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

○ 認定事業場に対する計画届の免除

- 対象 労働安全衛生法第88条第1項又は第2項の計画に届出を行う事業場
- 3の危険性・有害性等の調査を含め、労働安全衛生マネジメントシステムを実施している事業場は、次の①～③を満たしていることについて労働基準監督署長の認定を受けることにより、計画の届出が免除されます。
 - ①労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していると認められること。
 - ②労働災害の発生率が業種平均を下回っていること。

③申請の日前1年間に死亡災害等の重大な労働災害が発生していないこと。

■特定機械等の落成検査、変更検査等は免除されません。

■認定は3年間有効です。申請に必要な書類等の詳細は労働基準監督署にお問い合わせください。

(注) 労働安全衛生マネジメントシステムとは、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて次の(1)～(4)に掲げる活動を自主的に行うものです。(安衛則第24条の2)

- (1) 安全衛生に関する方針の表明
- (2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- (3) 安全衛生に関する目標の設定
- (4) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

厚生労働省では、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を定め、公表しています。

○ 安全管理者の資格要件の見直し

■対象 安全管理者を選任しなければならない事業場

■平成18年10月1日から、安全管理者は、厚生労働大臣が定める研修（危険性・有害性等の調査に関する事項を含み計9時間）を受けた者の中から選任しなければなりません。

■平成18年10月1日において安全管理者として選任された経験が2年未満の方も、同日以降に安全管理者として選任されるためには、上記の研修を受ける必要があります。

■実務経験年数の要件は、これにより短縮されます。

○ 安全衛生管理体制の強化

■対象 総括安全衛生管理者、安全委員会、衛生委員会等の選任又は設置義務がある事業場

■次の事項が、それぞれ追加になります。

追 加 と な る 事 項	総括安全衛生管理者 が統括管理する業務	安全委員会の 調査審議事項	衛生委員会の 調査審議事項
安全衛生に関する方針の表明に関する事	○	—	—
危険性・有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事	○	○ (安全部分)	○ (衛生部分)
安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事	○	○ (安全部分)	○ (衛生部分)
長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事	—	—	○
労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事	—	—	○

※安全衛生委員会は、安全委員会と衛生委員会を併せたものとなります。

■事業者は、安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会の開催の都度、遅滞なく、その議事の概要を労働者に周知しなければなりません。

2. 車両系建設機械等の技能講習を受講される方へのお知らせ！

当支部が実施する車両系建設機械等の技能講習を受講される方に対して、講習会場の一角にある宮崎県建設技術センターの宿泊施設が、下記のとおり格安で提供されることになりましたので、ご利用頂くようご案内いたします。

記

- | | |
|-----------|--|
| (1) 宿泊料金 | 一泊 1,020円＋クリーニング代250円 |
| (2) 宿泊施設 | 28部屋（女性専用部屋も3部屋有ります） |
| (3) 食事代 | 朝食 350円
昼食 450円
夕食 500円 |
| (4) 申込み方法 | 宿泊される日の3日前までに（社）宮崎県産業開発青年協会（0985—85—3889）へ電話で申し込んで下さい。 |
| (5) その他 | 詳細については（社）宮崎県産業開発青年協会又は当支部にお尋ね下さい。 |

3. (株)坂下組がコスモス評価証取得

当協会（錢高一善会長）は2月3日に4社また、2月17日には、(株)坂下組（宮崎県小林市・坂下利博代表取締役社長）等3社に対し、COHSMS評価証を交付した。

交付式は、いずれも当協会（東京・港区）にて執り行われ、各社代表に対し、当協会伊藤専務理事より「COHSMS評価証」と「COHSMS評価マーク」の交付ならびに今後の改善点を含めた「COHSMS評価結果報告書」が手渡された。

当協会は、建設企業の求めに応じて、企業が構築した労働安全衛生マネジメントシステムを外部の公正な視点から評価する「COHSMS評価サービス事業」を実施している。

COHSMS評価証の交付は「COHSMS評価サービス事業基本要領」に基づき実施しているもので、企業のシステムの「妥当性」「有効性」「努力性」を評価し、その結果を外部の有識者で構成される「COHSMS評価サービス事業に係る審査会」で審議した後、会長から「COHSMS評価証」等を交付するものである。

今回の交付で、交付件数は27事業場となった。

(株)坂下組



(株)坂下組
坂下代表取締役社長（左）と当協会伊藤専務理事

—宮崎県内第1号—

宮崎県内を中心に事業活動を展開する(株)坂下組は、約80年の歴史を有する総合建設工事業である。

同社は、「人間尊重」を経営理念に災害防止活動に取り組み、COHSMSガイドラインに基づくシステムを、平成15年11月に導入した。

また同社は、当協会が実施しているCOHSMSのシステム文書の改善を図る「COHSMS支援サービス」を受け、その後の運用を経て今般のCOHSMS評価サービスを受け、COHSMS評価証を取得した。

宮崎県内での評価証取得は、同社が初となった。

4. 各種講習会等開催のお知らせ（4月～7月）

建設業労働災害防止協会宮崎県支部

宮崎市橋通東2丁目9番19号（県建設会館内）

T E L 0985—20—8610

F A X 0985—20—8504

開催日	講習等名	開催場所
4月6日 ～7日	職長・安全衛生責任者教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
4月12日 ～13日	足場の組立て等作業主任者技能講習	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
4月14日 ～15日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
4月19日 ～21日	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
4月20日 ～22日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
4月28日 ～30日	高所作業車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
5月13日	車両系建設機械（解体用）運転技能講習 （一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
5月22日	安全衛生推進者能力向上教育（初任時）	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
5月24日 ～25日	足場の組立て等作業主任者技能講習	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
5月29日	安衛法改正に基づく建設業の職長のためのリスク アセスメント教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
5月30日 ～31日	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	都城建設会館（駐車場有） 都城市北原町26街区13号

開催日	講 習 等 名	開 催 場 所
6 月 7 日 ～ 8 日	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町 2 丁目 32 番地
6 月 9 日 ～ 11 日	不整地運搬車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉 2559－ 1
6 月 15 日 ～ 16 日	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
6 月 15 日 ～ 17 日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉 2559－ 1
6 月 21 日 ～ 23 日	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	都城建設会館（駐車場有） 都城市北原町 26 街区 13 号
6 月 28 日	安全衛生推進者能力向上教育（初任時）	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町 2 丁目 32 番地
6 月 30 日	石綿取扱い作業従事者特別教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
7 月 4 日 ～ 5 日	職長・安全衛生責任者教育	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町 2 丁目 32 番地
7 月 7 日	ダイオキシン類作業従事者特別教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
7 月 11 日 ～ 13 日	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町 2 丁目 32 番地
7 月 14 日 ～ 16 日	高所作業車運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉 2559－ 1
7 月 20 日	安衛法改正に基づく建設業の職長のためのリスク アセスメント教育	都城建設会館（駐車場有） 都城市北原町 26 街区 13 号
7 月 21 日 ～ 22 日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉 2559－ 1
7 月 25 日	土止め先行工法に関する講習	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町 2 丁目 32 番地
7 月 27 日 ～ 29 日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉 2559－ 1
7 月 31 日	安全衛生推進者能力向上教育（初任時）	都城建設会館（駐車場有） 都城市北原町 26 街区 13 号

◎ 各講習会場とも 8 時 30 分受付け、9 時開講です。

但し、石綿取扱い作業従事者特別教育のみ 12 時 30 分受付け、午後 1 時開講です。

◎ 申込みは当支部に講習日の 1 週間までに申し込んで下さい。

定員に達したときは、その時点で締切ります。

5. 各種技能講習会受講料の訂正について

2月号の会報で改訂させて頂く旨のご案内申し上げた「平成18年度各種技能講習会等の受講料」に印刷の誤り等がありましたので、次のとおり「網掛け部分」を訂正し、お詫びいたします。

各種技能講習会受講料一覧表

区分	講習会種別	受講料	テキスト代
技能講習	足場の組立て等作業主任者技能講習	9,000 (8,000)	1,600
	型枠支保の組立て等作業主任者技能講習	9,000 (8,000)	1,900
	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	13,000 (9,000) (7,000) (5,000)	2,500
	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	9,000 (8,000) (6,000) (5,000)	1,500
	建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	9,000 (8,000)	1,800
	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	9,000 (6,000) (5,000)	2,100
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み・掘削用）運転技能講習	77,000 (31,000)	1,600
	高所作業車運転技能講習	〔 (1) 35,000 (2) 33,000 〕	1,800
	車両系建設機械（解体用＝ブレーカー）技能講習	(10,000)	1,800
	不整地運搬車運転技能講習	(31,000)	1,500
特別教育等	ローラー運転業務の特別教育	12,000 (13,000)	(テキスト代を含む)
	小型車両系建設機械〔整地・運搬・積込み・掘削用〕運転業務の特別教育	12,000 (13,000)	(テキスト代を含む)
	職長・安全衛生責任者教育	12,000 (14,000)	(テキスト代を含む)
	安衛法改正に基づく建設業の職長のためのリスクアセスメント教育	7,000 (8,000)	(テキスト代を含む)
	ダイオキシン類作業従事者安全衛生特別教育	6,000 (7,000)	(テキスト代を含む)
	土止め先行工法に関する講習	7,000 (8,000)	(テキスト代を含む)
	石綿取扱い作業従事者特別教育	6,000 (7,000)	(テキスト代を含む)
	安全衛生推進者能力向上教育（初任時）	7,000 (8,000)	(テキスト代を含む)
	現場管理者統括管理講習	7,000 (8,000)	(テキスト代を含む)

注1. 技能講習の（ ）内は一部免除者の受講料です。

2. 特別教育等の（ ）内は建災防非会員の受講料です。

3. 技能講習の受講料は非課税で、特別教育等の受講料テキスト代は消費税込みの金額です。

火 薬 協 会

1. 火薬関係の資格試験日程について

平成18年度の火薬類取扱保安責任者試験、火薬類製造責任者丙種試験の日程は、下記の日程で実施されます。

- (1) 火薬類取扱保安責任者（甲種・乙種）、火薬類製造保安責任者（丙種）の試験日程
 - 願書受付 6月27日（火）～7月6日（木）（当日消印有効）
 - 試験日 8月27日（日曜日）
 - 試験場所 宮崎大学
- (2) 受験用の法令集、火薬管理学、試験問題集は協会で販売しています。
- (3) 試験願書や試験案内等は、宮崎県火薬保安協会に問合せてください。願書等は、県内各地区の建設業協会にも準備しております。

試験願書や試験案内等の送付を希望される方は、宮崎県火薬保安協会に申込みください。

2. 受験対象者の講習会の開催

- (1) 開催地 宮崎市 宮崎県建設会館5階会議室
- (2) 月 日 7月19日（水）、20日（木）の2日間
（要請講習は有料で事前申込みが必要です。）

合格への早道

昨年の資格試験結果では、養成講習を受講した方と受講しなかった方の合格率は次のとおりです。

	養成講習を受けた方	受けなかった方	合 計
受 験 者 総 数	87名	35名	122名
合 格 者 数	40名	8名	48名
合 格 率	46%	23%	39%

問合せ先 宮崎県火薬保安協会 ☎ 0985—25—4678

養 成 講 習 を 受 け て 一 発 で 決 め よ う

3. 煙火消費許可申請先の変更について

宮崎県においては、平成18年4月1日から煙火消費許可に係る事務を一部の地域では権限移譲することになりました。移譲する市町村は次のとおりです。

宮崎市、都城市、清武町、綾町、高鍋町、川南町、北川町の7市町

上記の地域においては、次の担当課に申請することになりました。

市町村名	所管課係名	所在地	電話番号	FAX番号
宮崎市	宮崎市消防局予防課	宮崎市和知川原1—64—2	0985—32—4905	0985—27—8675
都城市	都城市消防局予防課	都城市菖蒲原町19—7	0986—22—8882	0986—24—7345
清武市	総務課	宮崎郡清武町大字船引1204	0985—84—2002	0985—85—1496
綾町	総務税務課	東諸県郡綾町大字南俣515	0985—77—1112	0985—77—2094
高鍋町	総務課消防交通係	児湯郡高鍋町大字上江120—1	0983—26—2001	0983—23—6303
川南町	総務課総務係	児湯郡川南町大川南13680—1	0983—27—1021	0983—27—5879
北川町	総務企画課	東臼杵郡北川町大字川内名7250	0982—46—5010	0982—46—2223

移譲市町村以外の市町村については、これまでどおり各地の農林振興局か西臼杵支庁が申請であります。

なお、保安距離等の基準については、鉄刀法・火取法の指導基準どおり変更はありません。

煙火消費許可申請は、煙火消費現場の保安距離及び安全面の調査結果が必要ですので余裕をもって申請を早めに行ってください。

当日の天候特に風向き風力に注意し、危険性のあるときは延期や中止する勇気が必要です。

火薬事故 一番危ない「慣れ・過信」

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（2月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成17年度	1,202	32.2%	20,914	52.9%	6,657	1.2%	161,591	▲12.7%
平成16年度	909	71.2%	13,679	37.1%	6,577	2.6%	185,156	▲1.0%
平成15年度	531	10.4%	9,978	▲11.0%	6,412	1.9%	186,949	▲7.6%

II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	8	828	10.4%	4.0%	309	24,962	4.0%	15.4%
公団・事業団等	7	125	98.1%	0.6%	85	5,693	1.5%	3.5%
県	524	12,675	53.6%	60.6%	2,405	70,533	4.4%	43.7%
市 町 村	656	7,224	58.8%	34.5%	3,793	59,055	▲6.7%	36.6%
そ の 他	7	59	▲8.8%	0.3%	65	1,346	▲94.5%	0.8%
計	1,202	20,914	52.9%	100.0%	6,657	161,591	▲12.7%	100.0%

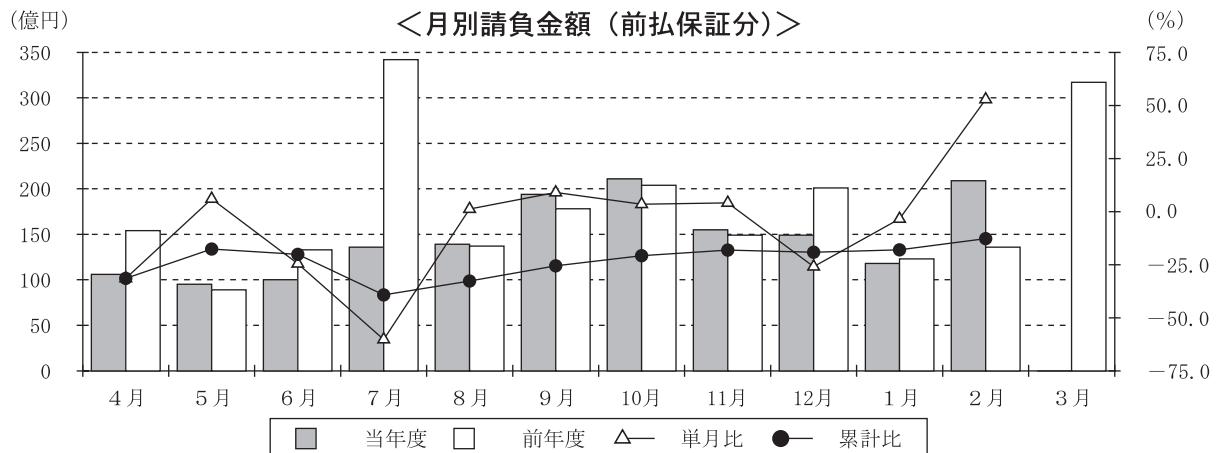
III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	147	2,869	32.4%	13.7%	1,110	33,151	▲36.1%	20.5%
高 岡	23	▲490	—	—	315	6,975	▲35.0%	4.3%
西 都	74	1,673	173.6%	8.0%	334	7,583	▲22.1%	4.7%
高 鍋	40	843	▲13.5%	4.0%	265	10,868	24.7%	6.7%
日 南	71	910	138.6%	4.4%	473	9,021	▲8.3%	5.6%
串 間	30	1,126	191.1%	5.4%	261	3,840	▲7.3%	2.4%
都 城	115	1,550	24.3%	7.4%	943	19,393	▲27.9%	12.0%
小 林	71	1,067	133.6%	5.1%	564	14,026	18.6%	8.7%
日 向	278	7,454	74.8%	35.6%	921	25,117	3.6%	15.5%
延 岡	114	1,807	84.9%	8.6%	710	21,268	14.4%	13.2%
西 臼 杵	239	2,101	33.6%	10.1%	761	10,343	21.0%	6.4%
計	1,202	20,914	52.9%	100.0%	6,657	161,591	▲12.7%	100.0%

※工事場所が旧高岡の保証実績：平成17年12月までのものは高岡地区に含まれる。

※高岡地区：当月は既保証大型工事の対象額変更によりデータ上マイナス表示となっている。



2. 宮崎県の電子入札用 I C カードは県協会推薦の 日本電子認証株式会社（NDN）でどうぞ!!

宮崎県建設業協会様より推薦をいただいていますので安心です

宮崎県の電子入札は昨年 12 月より一部の工事で始まっていますが、今年度は対象工事の範囲が拡大され、平成 19 年度下期からは全工事が対象になることになっています。

宮崎県の電子入札システムは国土交通省等と同様にコアシステムを採用していますので、入札に際しては、このシステムに対応した電子入札用 I C カードが必要です。

日本電子認証株式会社（NDN）の電子入札用 I C カードはコアシステムに対応していますので、このカードをお持ちになれば、宮崎県をはじめ、国土交通省等のコアシステムを採用している発注者の電子入札にも参加できます。

日本電子認証株式会社（NDN）と NDN の電子入札用 I C カードの特徴

◆フリーダイヤルのヘルプデスク

電子入札は初めての体験です。入札手続を終えるまでにわからないことが出てきて当然です。

そんなときは、NDN のフリーダイヤルのヘルプデスクへお気軽に電話をどうぞ。

NDN はメールやファックスでもお問い合わせを受け付けています。

◆失効した I C カードの返金制度

電子入札用 I C カードは、名義人変更などの場合には電子入札システムで使えなくなるため、新たに I C カードを購入しなくてはなりませんが、有効期間が残っている場合はその期間が無駄になります。

しかし、NDN では、手数料を差引後、残存有効期間に応じて代金をお返しします。

◆建設業界のための会社

前払保証事業会社（北海道、東日本、西日本）、建設企業、金融機関、NEC が出資し、平成 13 年 12 月に設立した、建設業界のための会社です。

社団法人宮崎県建設業協会 様、宮崎県建設産業団体連合会 様をはじめ、社団法人全国建設業協会 様、社団法人全国建設産業団体連合会 様、全国管工事業協同組合連合会 様ほか、180 を超える業界団体より推薦をいただいています。

◆電子入札用 I C カードの発行実績 No. 1

電子入札コアシステム対応認証局として、発行枚数 6 万 5 千枚超、顧客数 3 万 3 千社超の実績があります。（H18.02 現在）



<http://www.ninsho.co.jp/aosign/index.html>

電子入札用 I C カード申込書類ご希望の方は
西日本建設業保証株式会社（TEL 0985-24-5656）までご連絡ください

3. I Tを身近なものに 前払金保証申込をインターネットで

————「e-Net 保証」のご案内————

宮崎県の電子入札本格実施を控え、I Tを身近なものにする必要性を感じていらっしゃると思います。

そこで、I Tを身近なものにする一つの方法として、「e-Net 保証」をお勧めいたします。

「e-Net 保証」とは保証申込にかかる一連の流れをインターネットで行うもので、いろいろなメリットがあります。

メリット

1. **保証料が200円安くなります。**（前払金額300万円未満を除きます）
2. 保証申込毎の押印が不要です。
3. 指名通知書又は請負契約書の提出が不要です。
4. 前払金の残高管理ができます。
5. 前払金払出依頼書の自動作成ができます。
6. 保証申込をした工事を一覧表にして管理できます。

※前払金使途内訳明細書はこれまでどおりファックス等でご提出いただくこともできます。

その場合、「4. 前払金の残高管理」と「5. 前払金払出依頼書の自動作成」はできなくなります。

次ページの「e-Net 保証」利用申込書に必要事項を記入し押印のうえ、西日本建設業保証株式会社宛ご提出ください（FAX（0120-553835（フリーダイヤル）で結構です）。

利用登録完了後に「ID、パスワード、操作説明書」を送付します。

お問い合わせ、利用申込書のご提出は

西日本建設業保証株式会社

〒880-0001 宮崎市橘通西2-4-20

電 話：0985-24-5656

FAX：0120-553835（フリーダイヤル）

平成 年 月 日

「e-N e t 保証」利用申込書

西日本建設業保証株式会社 御中

「e-N e t 保証」利用規約を承認のうえ次のとおり申込をします。

申 込 者		(住 所)	
		(名 称)	
		印	
担 当 者	部 署		※申込ご担当者のお名前を お書きください。
	役職名		
	担当者名		
	電話番号		
	メールアドレス		保証申込内容の返信用メールア ドレスをご記入下さい。 (基本アドレスとして、1 件の みご記入ください。)

※ 太線内を漏れなくご記入ください。

＜個人情報の利用目的＞

お客様の個人情報を取得する目的は以下の通りです。

- e-N e t 保証にかかる保証契約締結のため
- 当社又は関連会社が開発する商品・サービスのご案内、
提供のため
- 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等
による商品やサービスの研究や開発のため
- お問い合わせ等の対応のため

＜以下は、弊社記入欄です＞

顧客番号(CIF10桁)		
取 扱 支 店		
支店連絡欄	確 定 ・ 再 預 託 ※	
	担 当	

※ 取扱のあるものを○で囲むこと。

税務署だより

1. 確定申告が間違っていたときなどは

所得税や消費税及び地方消費税の確定申告書を提出した後で、その記載内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告書の提出を忘れている方はいませんか。

間違いなどに気付いた場合には、次のような手続きをとる必要があります。

なお、期限を過ぎて所得税や消費税の申告を行った場合、原則として、それによって納めることになった税額のほかに、その税額の15パーセントの無申告加算税がかかりますが、自主的に申告されますと、5パーセントに軽減されます。

1 申告した税額が誤っていた場合

申告した税額が少なかったり、還付を受けた金額が多すぎたりした場合には、「修正申告」により正しい金額に訂正する必要があります。

修正申告を行った場合には、原則として、新たに納めることになった税額のほかに、その税額の10パーセントの過少申告加算税がかかりますが、自主的に修正されますと、過少申告加算税はかかりません。

また、申告した税金が多過ぎたり、還付を受けた金額が少なかったりした場合には、「更正の請求」により正しい金額に訂正することができます。

「更正の請求」ができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内ですから、平成17年分の所得税の確定申告の場合は、平成19年3月15日まで、平成17年分個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告については、平成19年4月2日までとなります。

2 所得税の確定申告を忘れていた場合

所得税の確定申告をしなければならない方が申告書の提出を忘れていたときは、申告期限を過ぎていても速やかに申告書を提出する必要があります。

3 消費税の確定申告を忘れていた場合

消費税の確定申告をしなければならない方（平成15年分の課税売上高が1千万円を超える事業者の方）が平成17年分消費税の確定申告書の提出を忘れていたときは、申告期限を過ぎていても健やかに申告書を提出する必要があります。

「修正申告」、「更正の請求」等の手続き等でお分かりにならないことがありましたら、もよりの税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

宮崎税務署（☎ 0985-29-2151）

宮崎税務相談室（☎ 0985-24-9380）

(財)建設業福祉共済団からのお知らせ

年間完成工事高契約加入のお勧め

建設共済とは

建設業の現場（労災保険上の建設有期事業）に従事する労働者が、業務（通勤）災害により死亡したり、重度の身体障害を残した場合又は、傷病の状態にある場合に国の労災保険に上乗せして一定額の共済金を給付する制度です。

【年間完成工事高契約】

直前1年間の完成工事高に基づいて掛金を算出し、掛金を振り込んだ翌日から1年間、契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）で働く貴社および下請会社に雇用される労働者を補償する契約です。

【契約の特長】

- ・建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- ・元請・下請問わず無記名で補償。
- ・元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- ・事業主（契約者）への速やかな支払い。
- ・経営事項審査において加点。

【掛金の目安】

例：年間完成工事高…1億円

共済金区分…2,000万円（他に4,000万円、3,000万円、1,000万円があります。）

土 木	年間完工高	×	掛金率	×	無事故割引	=	年間掛金額
	1億円		0.76 1,000		90 100		68,400円
建 築	年間完工高	×	掛金率	×	無事故割引	=	年間掛金額
	1億円		0.29 1,000		90 100		26,100円

資料請求や掛金計算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

(財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451